

茨社協第410号
令和5年5月19日

各社会福祉施設長 様

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
会長 竹之内 章 代
(印章省略)

第73回茨城県社会福祉大会における本会会長顕彰候補者の推薦について（依頼）

本会の事業推進につきましては、日頃からご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記大会を令和5年10月26日（木）に「ザ・ヒロサワ・シティ会館*」において開催を予定しておりますが、その席上において、本会顕彰規程に基づく「本会会長顕彰」を実施いたします。

つきましては、該当者がいる場合には、下記事項・記載上の注意等にご留意のうえ推薦書を作成し、貴施設の所在する市町村社会福祉協議会にご提出ください。また、昨年度から表彰区分ごとの推薦書様式へ変更し、今年度も一部改訂（押印廃止等）しておりますので、今年度の様式をご使用ください。新様式は、本会ホームページ

(<https://www.ibaraki-welfare.or.jp/>) トップページ「重要情報」にも掲載いたします。

※「ザ・ヒロサワ・シティ会館」は茨城県立県民文化センターの通称です。

記

1 本会会長が表彰する場合（規程第2条）

- (1) 社会福祉施設の役員であって、役員としての在職期間が10年以上であること（本会顕彰規程施行細則第2条第1項第2号該当）。
- (2) 社会福祉施設の職員であって、職員としての在職期間が15年以上であること（本会顕彰規程施行細則第2条第1項第3号該当）。

※ただし、社会福祉施設の役職員であって、次の各号の一に該当する場合は、表彰から除かれますので、必ず事前に表彰の有無をご確認ください。

- ① 社会福祉の分野で藍綬褒章又は、黄綬褒章を受けた者
- ② 厚生労働大臣の表彰を受けた者
- ③ 社会福祉の分野で全国社会福祉協議会会長から表彰を受けた者
- ④ 社会福祉の分野で茨城県知事から表彰を受けた者
- ⑤ 前各号の受賞が判明したとき

- (3) 社会福祉施設においてボランティア活動を実践している個人又は団体で、活動期間が5年以上であること。ただし、特に功績顕著と認められる場合はこのかぎりではない（本会顕彰規程施行細則第2条第1項第6号該当）。

なお、団体に属する個人にあつては、団体活動を離れた個人活動功績に基づい

て推薦してください。

2 本会会長が感謝の意を表する場合（規程第3条）

下記の事項に該当する場合には行います。

- (1) 県内の社会福祉施設に総額100万円以上を寄付した者。又は、継続して寄付した金額が総額100万円以上の者。ただし、期間は、概ね5年とする（本会顕彰規程施行細則第3条第1項第1号該当）。
- (2) 県内の社会福祉施設に総額100万円以上の物品を寄贈した者。又は、継続して寄贈した物品の金額が総額100万円以上の寄贈者。ただし、期間は、概ね5年とする（本会顕彰規程施行細則第3条第1項第2号該当）。

3 推薦方法及び留意事項

(1) 推薦書

推薦書様式が変更となりました。記載上の注意を参照の上、別添様式によりご提出ください。

(2) 推薦書の作成基準日

令和5年4月1日現在といたします。

(3) 推薦書の提出期限

令和5年6月13日（火）

(4) 推薦書の提出先

貴施設の所在する市町村社会福祉協議会

(5) 感謝については、当該団体又は施設の役員及びその配偶者と子は、除外します。

本会で県内の団体又は施設への寄付額を集計後、総額100万円以上となった者について推薦の対象といたしますので、単年（年間）の寄付で20万円以上の者について推薦してください。

4 個人情報の取り扱いについて

本大会の推薦書にかかる個人情報は、本会個人情報保護規程に基づき、適切に取り扱うこととしており、他の目的で使用することはありません。

「推薦書」に記載された個人情報は、顕彰審査会資料、参加決定通知送付、被顕彰者名簿等、本大会の運営にかかる目的のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

問い合わせ先

〒310-8586 水戸市千波町1918

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

総務企画部：高田・海老根

TEL：029-241-1133

